

# 地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

## ■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

### 小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6～19人

### 家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1～5人

### 事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋  
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

### 居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

# 地域型保育事業の認可基準





地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定します。

**A型**: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
 <p>小規模 保育事業</p>	A型	保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自園調理 (連携施設等からの搬入可)</li> <li>●調理設備</li> <li>●調理員*3</li> </ul>
	B型	保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
 <p>家庭的 保育事業</p>		0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
 <p>事業所内 保育事業</p>		定員20名以上... 保育所の基準と同様 定員19名以下... 小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
 <p>居宅訪問型 保育事業</p>		0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めます。

・連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けます。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けます。

## 参考

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区)</li> <li>●調理室</li> <li>●調理員</li> </ul>
-----	----------------------	-------	---	---

\*1 保健師又は看護師の特例を設けています。

\*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

\*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

# 市町村の確認制度（運営基準）

新制度は市町村が実施主体であり、事業者の皆さまが施設型給付・委託費、地域型保育給付を受けるためには、市町村の確認を受ける必要があります。

## ■給付を受ける施設・事業者の確認について

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が、認可施設・認可事業者の所在地の市町村から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者として「確認」を受ける手続きが必要です。

※施設型給付費の支給に係る施設として確認した施設を「特定教育・保育施設」と言います。

- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。
  - 1 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
  - 2 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（満3歳未満・保育認定）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
  - 3 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
    - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員が設定されます。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えても柔軟に受け入れられます（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
    - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整の対象となり（減算措置）利用定員増の監督の対象となります。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、給付を受ける施設としての確認があったものとみなされます。

※現行どおり私学助成・就園奨励費補助を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出が必要です。
- 翌年度の正式な園児募集を開始する前に、上記の確認の手続きを所在地市町村の案内に従って行ってください。

## ■運営基準等について

### 【法人格】

- 給付を受ける教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が求められます。

※施行前に認可・認定を受けている幼稚園・保育所・認定こども園については、新制度がスタートする平成27年度から参加する場合には、法人格を有さなくても給付の対象となります。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合も対象になります。

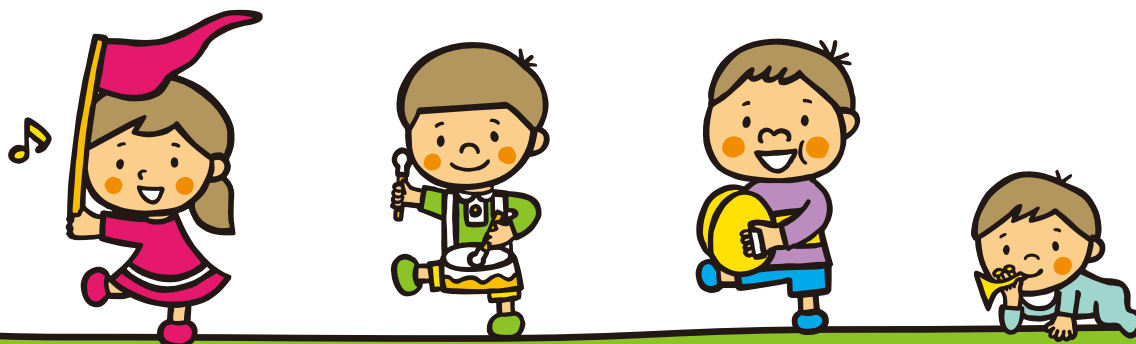
### 【運営基準の遵守】

- 施設の設備、職員配置などの認可基準を満たすほかに、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める運営基準を守っていただく必要があります。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行います（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

### 【辞退】

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、「事前の届出」「3ヶ月以上の予告期間の設定」「利用者の継続利用のための調整義務」が課されます。

※施設・事業自体から撤退する場合は、都道府県知事等の認可等が必要です。



## ■運営基準の分類と主な事項

●市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項です。

### 利用開始 に伴う基準

- 内容・手続きの説明、同意、契約
- 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
- 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
- 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

### 教育・ 保育の提供 に伴う基準

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- 子どもの心身の状況の把握
- 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)
- 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)
- 利用者負担の徴収(上乗せ徴収や実費徴収に係る保護者の同意等)
- 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)
- 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

### 管理運営 に関する基準

- 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示
- 秘密保持、個人情報保護
- 非常災害対策、衛生管理
- 事故防止及び事故発生時の対応
- 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)
- 苦情処理
- 会計処理(区分経理)
- 記録の整備




### 撤退時 の基準

- 確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)



# 私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		現行どおりとする場合
		「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) 	「施設型給付」を受ける幼稚園 	「施設型給付」を受けない幼稚園*1*2 
位置付け・役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育と保育を提供する施設</li> <li>●市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育を提供する施設</li> <li>●市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育を提供する施設</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(幼保連携型) ●学校と児童福祉施設の位置付け</li> <li>(幼稚園型) ●学校 ●保育機能を認定</li> </ul>		
施設の認可・指導監督等	認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市</li> <li>(幼稚園型) ●都道府県</li> </ul>	●都道府県	●都道府県
	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>(幼保連携型・幼稚園型共通) ●市町村</li> </ul>	●市町村	
財政措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」*3及び「一時預かり事業(幼稚園型)」</li> <li>●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」*3</li> <li>●私学助成(特別補助等)*4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」*3及び「一時預かり事業(幼稚園型)」</li> <li>●私学助成(特別補助等)*4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>●幼稚園就園奨励費</li> </ul>
取扱い 選考・保育料等の		<ul style="list-style-type: none"> <li>●応諾義務 ※「正当な理由」がある場合を除く</li> <li>●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要)</li> <li>●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担)</li> <li>●上乗せ徴収可 ※上乗せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●選考は特に制約なし</li> <li>●利用者負担は設置者が設定</li> </ul>

\*1 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされます(施行に当たっては平成26年秋頃に市町村から全国に確認される予定)。

\*2 当分の間は、毎年、秋頃に各市町村から各私立幼稚園に対し、新制度への移行に関する意向調査がなされる予定です。

\*3 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当されます。

\*4 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助については新制度に移行する園も対象とする方向で検討しています(実際には各都道府県の予算により決まります)。

# 利用手続きの流れ(イメージ)

新制度における利用手続きの流れ(イメージ)を紹介します。

## ■3つの認定区分

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

### 1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合

### 2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

### 3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合

認定区分の詳細は P3 参照

## ■利用手続きの流れ(イメージ)

利用契約締結に至るまでの流れは、1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

### 1号認定の場合

### 2・3号認定の場合

施設・事業者が必要に応じて広報や見学対応を行います。

1 利用者(保護者)が事業者へ直接申込みを行います。

※市町村が必要に応じて利用支援を行います。

2 事業者から利用者へ入園の内定を通知します。

※定員超過の場合などは事前に明示された公正な方法(面接など)により選考します。

3 利用者が事業者を介し市町村へ認定申請を行います。

4 市町村から事業者を介し利用者へ認定証が交付されます。

5 事業者と利用者が利用契約を締結します。

1 利用者が市町村に「保育の必要性」の認定を申請します。

※「3利用希望の申込み」も同時に手続き可能です。

2 市町村から利用者へ認定証が交付されます。

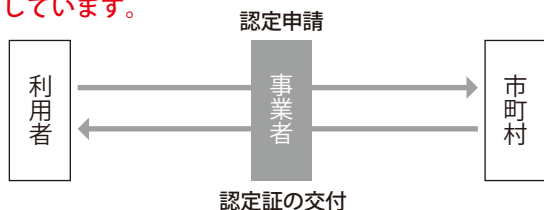
3 利用者が市町村へ利用希望の申込みを行います。

4 利用者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市町村が利用調整します。

5 利用先(事業者)の決定後、利用契約を締結します。

### POINT

認定申請・認定証の交付は、事業者(利用者が入園予定の施設)を通じて、手続きを行うことを基本としています。



### POINT

契約・保育料の支払い先は、事業者により異なります。

認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育の場合

利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育園の場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。

# 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する以下の事業です。その概要は以下の通りです。

※国・都道府県は子ども・子育て支援法に基づき、これらの事業（妊婦健診を除く。）費用に充てるための交付金を交付することができます（費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3）。

事業名	概要
<p>【新規事業】</p> <p><b>利用者支援事業</b></p> <p>詳細は P15 参照</p>	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p>
<p><b>一時預かり事業</b></p> <p>詳細は P16 参照</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p> <p>※幼稚園が行う預かり保育は、新たな事業類型（幼稚園型）に再編。</p>
<p><b>放課後児童クラブ</b></p> <p>（放課後児童健全育成事業）</p> <p>詳細は P17 参照</p>	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業</b></p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>
<p><b>妊婦健康診査</b></p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>
<p><b>乳児家庭全戸訪問事業</b></p>	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p>
<p><b>養育支援訪問事業</b></p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p>

事業名	概要
<p><b>子どもを守る 地域ネットワーク 機能強化事業</b> (その他要保護児童等の 支援に資する事業)</p>	<p>要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。</p>
<p><b>子育て 短期支援事業</b></p>	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。</p>
<p><b>ファミリー・サポート・ センター事業</b> (子育て援助活動支援事業)</p>	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p>
<p><b>延長保育事業</b></p>	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。</p>
<p><b>病児保育事業</b></p>	<p>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。</p>
<p>【新規事業】 <b>実費徴収に係る 補足給付を行う事業</b></p>	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。</p>
<p>【新規事業】 <b>多様な主体が本制度に 参入することを 促進するための事業</b></p>	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。</p>